

請願第 2 号

2018 年 3 月 8 日

川崎市教育委員会
教育長 渡邊 直美 様

教科書を考える川崎市民の会
共同代表 畑谷嘉宏・江田雅子・木村雅子
連絡先：川崎北合同法律事務所
多摩区登戸 3398-1、三井生命ビル 5 階
電話：044-931-5721

2019 年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請願書

◇請願の趣旨

2018 年の教科用図書の採択は、2019 年度より川崎市立中学校で使用される「道徳」の教科用図書の調査研究および採択の協議が行われることを踏まえ、教科用図書の採択事務ならびに採択協議の運営が「地方教育行政の組織および運営に関する法律（以下「地教行法」という）」の趣旨に即したものとすよう請願を提出いたします。

地教行法は 2014 年度に「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります」という趣旨にもとづき改訂されました。

改訂に際しての文科省初等中等教育局長の通知（「26 文科初第 490 号」、以下「通知」という）の「第二 教育委員会について」－「2 留意事項」－「(6) その他」では、「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、『教育委員会の現状に関する調査』（文部科学省実施）の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること。」と述べています。

上記の通知内容に即して「教科書採択」を考えた場合、一昨年まで川崎市内を 4 地区に区分していた採択地区が昨年より 1 地区に変更されましたが、このことを理由として展示会場を減少させたり、各会場の展示期間を短縮したりするなどのことがあってはならないと思います。つきましては、貴委員会が従来から取り組まれて来た教科書採択事務手続きのうち、「地域住民の民意を十分に反映」するため有用と思われる取り組みを維持されるとともに、引き続き通知の趣旨を踏まえ「民意を反映」するために一層の改善を行うことが必要であると考えます。

◇請願事項

- 1 市内 7 区ごとの教科書展示会場を維持しさらに市民が活用できるよう展示期間も長くすること。
- 2 展示会場を学校以外の公的施設に設置すること。
- 3 教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、傍聴希望者の全てが傍聴できる施設で採択に関する審議を行うこと。
- 4 教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、より多くの市民の傍聴が可能となるよう採択に関する審議を従来通り休日に行うこと。

なお、この件について意見陳述を希望します。

